

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	安田倉庫株式会社
【英訳名】	Yasuda Logistics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 一成
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目1番1号
【電話番号】	03-3452-7312
【事務連絡者氏名】	総務部 濱田 直秀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目1番1号
【電話番号】	03-3452-7312
【事務連絡者氏名】	総務部 濱田 直秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第158回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第158期剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金41円

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 800,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 800,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 2023年6月28日開催の当社第155回定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て継続しておりました「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」（以下「本プラン」という）は、本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了いたします。

当社は、本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、買収への対応方針を巡る近時の動向等を踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、2026年5月8日開催の当社取締役会で、本プランを継続せず、廃止することを決議いたしましたので、それに伴い、現行定款第18条を削除し、第19条以下を繰り上げるものであります。

(2) 取締役会の柔軟な運営を可能とすること及び意思決定の客観性並びに透明性の向上を図ることを目的として、取締役社長以外の取締役においても取締役会の招集権者及び議長を務めることができるよう、現行定款第23条を変更するものであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、藤井信行、小川一成、松井正、佐藤陽一、井福正博、東山克之、野上宰門、征矢真一及び川合晶子を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、吉田宏二を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率	決議結果
第1号議案	228,218	669	110	99.33	可決
第2号議案	228,224	663	110	99.33	可決
第3号議案					
藤井 信行	212,052	16,835	110	92.29	可決
小川 一成	203,547	25,340	110	88.59	可決
松井 正	223,407	5,480	110	97.23	可決
佐藤 陽一	227,592	1,295	110	99.06	可決
井福 正博	222,927	5,960	110	97.03	可決
東山 克之	227,769	1,118	110	99.13	可決
野上 宰門	227,997	890	110	99.23	可決
征矢 真一	228,045	842	110	99.25	可決
川合 晶子	227,904	983	110	99.19	可決
第4号議案					
吉田 宏二	211,912	16,995	110	92.22	可決

各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上